

教員の皆様へ

洲本市こども家庭センター
洲本市教育委員会

「日常の生活実態に関するアンケート調査」ご協力のお願い

日ごろから、洲本市の活動にご協力とご理解をいただきありがとうございます。

令和6年施行の「子ども・若者育成支援推進法」の改正により、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。法改正をうけ、市では支援を必要とするヤングケアラーを早期に把握し、具体的な支援につなぐために実態調査を少なくとも年1回程度行うこととされました。

教員の皆様は、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、ヤングケアラーという言葉を知られたことはございますか。

本市が令和7年度に行った小学5年生・6年生及び中学1年生・2年生・3年生の調査では、世話をしている家族がいると回答したのは、小学生44人(9.3%)、中学生52人(7.0%)でした。また、ヤングケアラーという言葉を知ることがない小・中学生は63%を超えるなど、まずは子どもに対するヤングケアラーについての認識を広めるとともに、支援を必要としている子どもとその家族に対する具体的な支援のあり方を検討することが求められています。

現在、洲本市においても福祉・介護・医療・教育などに関わる関係機関が連携して取り組みを始めているところです。その取り組みの一環として、この度、市立小学校5年生～6年生の児童および市立中学校全生徒を対象に、学校や家庭での生活の中で抱える悩みや困りごとなどについてお聞かせいただくアンケート調査を実施いたします。

ご家庭によっては、ケアが必要な家族を支えながら、あるいは、保護者ご自身が病気や障がいを抱えながら子育てをしている方もいらっしゃるかと存じます。そのようなときに、保護者や子どもだけで困難を抱え込まないようにし、よりよい支援を検討していくためにも、できるだけ多くの方のご意見を伺いたいと考えております。

つきましては、学校での学活などの時間に児童・生徒のアンケート調査にご協力頂きますよう「日常の生活実態に関するアンケート調査」の内容をご確認いただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■ヤングケアラーとは
《ヤングケアラーとは、一般的に「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども」を指します。このイラストは、子どもたちがしているケアのタイプを示しています。》



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守り・声かけ・気づかいなどの情緒的ケアをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



障がいや病気のある家族に代わり、家計を支えるために働いている。



精神疾患やアルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱える家族の情緒的ケアや周囲との調整などを行っている。



がん・難病のほか慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

■調査の概要

➤ 本調査は、お子様ご自身にご回答いただくものです。無記名で行い、学校でお子様に配布されているタブレットでご回答いただきます。個人が特定されることは一切ありません。ご回答用のフォームを配信いたします。但し、相談希望のある方は記名していただきます。

※令和8年●月●日を予定しています。

➤ 主な調査項目として、学校やご家庭での生活状況、悩みや困りごと、相談相手の有無、ヤングケアラーへの必要な支援などをお伺いします。

➤ ご回答は、選択肢を選ぶ場合と、数字や具体的な内容を入力いただく場合があります。設問文の注意書きに従った回答をお願いしております。

➤ 集計結果を含めた報告書は、個々のご回答データを統計的に集計処理後、個人が特定できないように編集し、洲本市のホームページや各所などで公表し、今後の洲本市の支援施策に生かします。

➤ ヤングケアラーに関する動画は10分程度です。

➤ ご回答時間は、10分～15分程度です。

➤ ご回答期限は、令和8年9月14日～10月23日です。

市ホームページ →



■調査に関するお問い合わせ先

洲本市こども家庭センター（洲本市役所健康福祉部子ども子育て課内）

◇電話番号：0799-22-1333

◇受付時間：土・日・祝日を除く、月曜日～金曜日8時30分～17時

◇メール：kodomo@city.sumoto.lg.jp

◇アンケート調査の内容・詳細確認については、洲本市役所ホームページ内「ヤングケアラー実態調査を行います」にてご確認いただけます。